

# 報酬基準早見表(民事事件)

2011/07/22

(いずれも消費税は別です)

ホライズンパートナーズ法律事務所

## 1 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件（仲裁センター事件を除く）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8%	16%
300万円を超え3,000万円以下の場合	5% + 9万円	10% + 18万円
3,000万円を超え3億円以下の場合	3% + 69万円	6% + 138万円
3億円を超える場合	2% + 369万円	4% + 738万円

※最低着手金額は、10万円です。

※調停事件、示談交渉事件は、着手金を上の表の額の3分の2に減額します（ただし10万円以下にはなりません）。

※経済的利益の算定ができないときは、経済的利益の額を800万円とします。

## 2 示談交渉事件を除く契約締結交渉

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	2%	4%
300万円を超え3,000万円以下の場合	1% + 3万円	2% + 6万円
3,000万円を超え3億円以下の場合	0.5% + 18万円	1% + 36万円
3億円を超える場合	0.3% + 78万円	0.6% + 156万円

※最低着手金額は10万円です。

## 3 離婚事件

離婚事件の内容	基本着手金※1	基本報酬金※1
離婚調停事件、離婚仲裁センター事件又は離婚交渉事件	30万円以上50万円以下	着手金に同じ
離婚訴訟事件（訴訟から依頼する場合）	40万円以上60万円以下 ※2	

※1 財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、表1で算定された着手金及び報酬金の額以下の金額を加算します。

※2 離婚調停事件から離婚訴訟事件を引き続き受任する場合の追加着手金の額は、訴訟から受任した場合の半額（20万円～30万円）になります。

4 保全命令事件（仮差押・仮処分） ※本案事件の着手金・報酬金とは別に必要です。

	着手金		基本報酬金	本案の目的 達成
基本	審尋・口頭弁論を経ない場合	表1で算定した着手金額の1/2	なし	基本報酬金 +表1の報酬金額
	審尋・口頭弁論を経た場合	表1で算定した着手金額の2/3	なし	
重大又は複雑な事件	審尋・口頭弁論を経ない場合	表1で算定した着手金額の1/2	表1の報酬金の1/4	
	審尋・口頭弁論を経た場合	表1で算定した着手金額の2/3	表1の報酬金の1/3	

※ 最低着手金額は10万円です。

5 民事執行（停止）事件 ※本案事件の着手金・報酬金とは別に必要です。

	依頼の範囲	着手金	報酬金	
民事執行	民事執行のみ	表1の着手金額の1/2	表1の報酬金額の1/4	
	本案から引き続き	表1の着手金額の1/3	(本案の報酬金+) 表1で算定した報酬額の1/4	
執行停止	執行停止のみ	表1の着手金額の1/2	基本	なし
			重大または複雑な事件	表1で算定した報酬額の1/4
	本案から引き続き	表1の着手金額の1/3	基本	なし
			重大または複雑な事件	表1で算定した報酬額の1/4

※ 最低着手金額は5万円です。

6 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全（本案事件の着手金とは別に受けることができる。）	基本	20万円に表1で算定された額の10%を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

即決和解	示談交渉を 要しない場 合	300万円以下 300万円～3,000万円以下 3,000万円～3億円 3億円を超える	10万円 (1.0%+7万円) (0.5%+22万円) (0.3%+82万円)
	示談交渉を 要する場合	示談交渉事件として算定した着手金・報酬金の額	
簡易な家事審判 (後見・保佐・補助開始 審判、失踪宣告等9条1 項甲類事件で、事案簡明 なもの)	10万円以上20万円以下 ※2		
簡易な家事審判以外の 家事審判事件 ※1	20万円以上50万円以下 ※2		

※1 「簡易な家事審判以外の家事審判事件」の例は、親族間に争いがある場合や、被後見人の資産が不明・多岐にわたるといような場合です。

※2 審判が出た時点で、任務は終了します（その後の後見人の事務は別件です）。

## 7 裁判外の手数料

項目	分類		手数料	
契約書類 及びこれ に準ずる 書類の作 成	定型	経済的利益の額が 1,000万円未満	10万円	
		経済的利益の額が 1,000万円以上 1億円未満	20万円	
		経済的利益の額が 1億円以上	30万円以上	
	非定型	基本	300万円以下 300万円～3,000万円以下 3,000万円～3億円以下 3億円を超える	10万円 1%+7万円 0.3%+28万円 0.1%+88万円
		特に複雑又は特殊な事 情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	公正証書にする場合		上記手数料に3万円を加算する。	
内容証明 郵便作成	基本	3万円以上5万円以下		
	特に複雑又は特殊な事 情がある場合	5万円以上		

項目	分類		手数料
遺言書作成	定型		10万円以上20万円以下
	非定型	基本	予定される相続財産の価額が、 300万円以下の場合 21万円 300万円を超え3,000万円以下の場合 1%+17万円 3,000万円を超え3億円以下の場合 0.3%+38万円 3億円を超える場合 0.1%+98万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上の手数料に3万円を加算する。
遺言執行	基本		相続財産の価額が、 300万円以下の場合 30万円 300万円を超え3,000万円以下の場合 2%+24万円 3,000万円を超え3億円以下の場合 1%+54万円 3億円を超える場合 0.5%+204万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と受遺者との協議により定める額
	遺言執行に裁判手続を要する場合		遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。

項目	分類	手数料
株主総会等指導	基本	30万円以上
	総会等準備も指導する場合	50万円以上

## 8 日当

半日（往復2時間を超え4時間まで）	3万円以上 5万円以下
1日（往復4時間を超える場合）	5万円以上10万円以下

## 9 法律相談料（※税込）

依頼者の区分	30分の額	延長（15分ごと）
個人	5,000円	2,500円
法人	1万円	5,000円

## 10 顧問料

事業者	月額5万円以上*
-----	----------

※ 事業者の顧問料は、原則として月額5万円としますが、予想される相談件数や、予想される相談内容、事業者の事業の規模や従業員数などを考慮して、協議により5万円以上にします。

## 11 書面による鑑定料

	10万円以上30万円以下
--	--------------